

消地協第62号
令和2年3月27日

熊本県知事 殿

消費者庁長官
(公印省略)

平成28年熊本地震に対応した「地方消費者行政強化事業及び
推進事業実施要領」等の熊本県における弾力的運用について

「地方消費者行政強化交付金」の管理・支出等に係る事業等については、「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」（令和2年3月27日最終改正。以下「実施要領」という。）に基づき、また「地方消費者行政活性化基金」の管理・支出等に係る事業等については「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」（令和2年3月27日最終改正。以下「運営要領」という。）に基づいて実施していただいているところです。

平成28年熊本地震による被害の状況等を踏まえ、熊本県及び管内市町村等については、実施要領及び運営要領について、「平成28年熊本地震に対応した「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」等の弾力的運用について」（平成31年3月28日付け消教地第152号）のとおり取り扱うこととしていましたが、当該通知については、令和2年3月31日をもって廃止することといたします。

貴県におかれましては、本通知の内容を管内市町村等と共有していただきますようお願いいたします。

なお、本通知に関するお問合せは、消費者庁地方協力課までお願いいたします。